

令和7年度京都市立洛中小学校「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立洛中小学校
いじめ対策委員会

I 総則

(1) 目的

「いじめ」は、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に大きな危険をもたらすおそれがあるものである。そして、いじめは、いつ・どこででも起こる可能性があるということを常に意識して、学校の中では、「見逃さない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

「いじめ」は、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止などの対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

本校教職員は、いじめがいつでも・どこでも・誰にでも様々な形態で起こり得る可能性があることとして捉え、早期発見・早期対処はもちろんのこと、未然に防ぐことまでを意識して取り組まなければならない。なぜ学校においていじめが起こるのかを考える時、「いじめはいけないという禁止律」だけではなく、「全ての子どもの人権が守られている学校づくり」ができるかどうかを絶えず振り返ることが必要である。その視点として「違いを認め合える学級づくり」「学力向上と学力保障を目指す授業」「人権学習の充実と教職員研修の実施」「地域・家庭との連携」を掲げ、日々の実践を通して子どもの内面の発達を促し、いじめのない学校づくりを目指す。

2 いじめ対策委員会

(1) 名称 洛中小学校 いじめ対策委員会

(2) 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・担任
スクールカウンセラー(SC) スクールソーシャルワーカー(SSW)

(3) 開催時期 毎月 1 回(必要に応じて随時開催)

(4) 児童・保護者への周知方法等

- ・年度当初の校長の朝会講話の中に「いじめは許される行為ではないこと」「学校の中にはいじめかもしれないと思った時に教えてくれたらその人の味方になり解決する会議があること」を周知する(4月)
- ・学校ホームページに「学校いじめの防止等基本方針」を掲載し、学校便りでも知らせる(5月)

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア. 学習環境の整備

- ・校内掲示板の積極的な活用(児童作品・学習成果物)
- ・人権目標の掲示

イ. 授業改善

- ・すべての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・温かい人間関係に基づく学習規律の確立に努め、すべての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・1時間の学習の目標を明確にし、児童がめあてをもって学習する授業を構成する。
- ・コミュニケーション能力の育成に重点をおいた学習形態を工夫する。
- ・すべての児童の習得すべき基礎学力の定着を図ると共に、つけたい力を明確にして授業を行い、指導者、児童自身が振り返りの時間をもつようとする。
- ・非行防止教室や携帯電話・スマートフォン利用に関する学習の推進

ウ. 道徳教育・人権教育の充実

- ・「人権の日」を設定し、道徳年間指導計画と「人権の日」のテーマを連動させて、全ての児童が自らの道徳性を高められるようにする。
- ・いじめは絶対にゆるされないことや命の大切さを題材とした道徳の授業を実践する。
- ・非行防止教室の実施により、規範意識の醸成を図る。
- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。

エ. 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・学校行事・児童会活動を通して仲間づくりに取り組む。(主体性と意欲の育成)
- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりに取り組む。
- ・地域学習を通して豊かな人との関係を構築する力を育てる。
- ・飼育や栽培活動を通した豊かな情操の育成を目指す。

オ. 児童同士の絆づくり

- ・縦割り活動や児童会・児童集会での主体的活動を推進し自己有用感を高める。
- ・学級活動でお互いを認め合い高まり合う人間関係を築く。

カ. 保護者・地域との連携

- ・「学級だより」「学校だより」「学校ホームページ」等による積極的な発信をし、開かれた学校づくりを進める。
- ・保護者からの相談に誠実に対応し、協同して子どもを育てる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア. 日常の児童に関する情報共有

- ・子どもの友達関係の変化や表情、連絡帳、子どものつぶやきなどからの気づきを共有する。
- ・給食、掃除、遊びを共にすることによる児童理解を進める。

イ. 児童に対する定期的な調査

- ・教育相談週間に一人一人の児童との懇談時間をとり、子どもの困りやいじめの早期発見に努める。また、気にかかる児童については継続した相談時間を設ける。
- ・「学校評価アンケート」「いじめアンケート」「クラスマネジメントシート」を定期的に実施し、児童の実態把握と学級経営の見直しの推進を行う。

ウ. 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

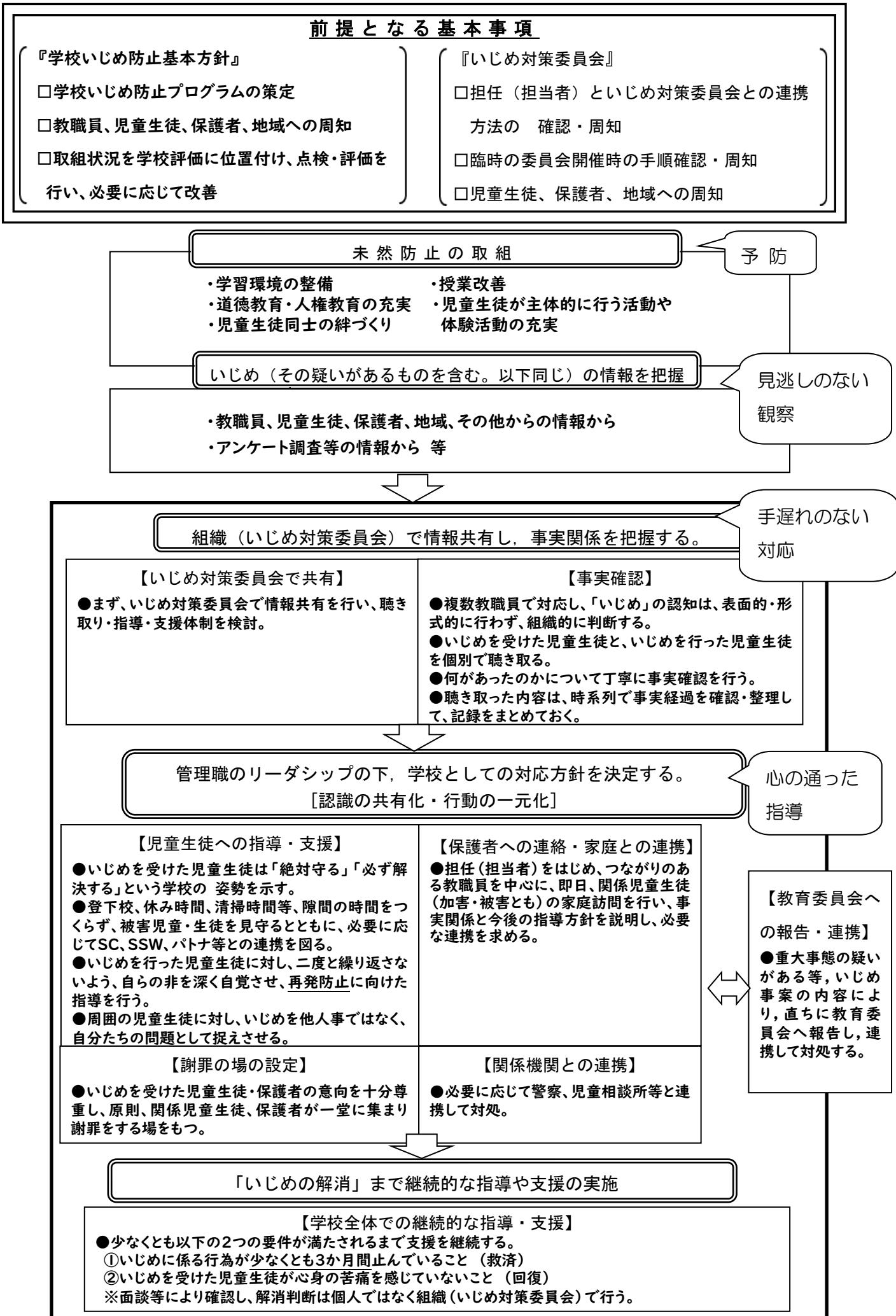
- ・アンケート結果を学校全体で共有し、分析結果を残して持続した観察を行う。
- ・気にかかる事例については、全教職員で観察を続け、定期のミーティングを行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア. 基本的な考え方

- ・いじめは絶対に許されないものであるという基本的な姿勢で早急に対応する。
- ・いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まず組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。
- ・丁寧な事実確認と聞き取りを行い、いじめを受けた児童の保護・支援を全校体制で行う。
- ・いじめを行った児童・保護者などへの指導を継続的に行うと共に周囲の児童にも指導を行い、いじめは絶対に許されないことを徹底指導する。
- ・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組を継続する。
- ・いじめを認知した時には教育委員会に報告するとともに警察と連携して再発防止に努める取組を行う。

イ. いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応の流れ



ウ. インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・外部から見えにくく、匿名性が高いため、児童が行動に移しやすいいじめであり、いじめに係る画像や動画等が拡散すると、消去するのが困難な重大ないじめであることを低学年のうちから計画的に指導していく。
 - ・京都府警と連携して2年・4年にできるだけ1学期中に非行防止教室を行い、インターネット上のいじめについて学習する。
 - ・児童が学習したことを保護者に知らせたり、保護者懇談会の時に保護者に対しても重大な人権侵害であることを理解してもらったりする。
- エ. 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
- ・①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2点の要件が満たされるまで学校全体での継続的な指導・支援を続ける。
 - ・以上2点が満たされているかを面談などにより本人、保護者に確認し、解消したという判断は聞きとった担当者個人ではなく、いじめ対策委員会を開いて確認する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・基本方針及び年間計画の行動化に対する確認を年度当初に実施する。
- ・「学校教育目標」「いじめ防止基本方針」「いじめ防止のための年間計画」を踏まえ、未然防止・早期発見に向けた研修を推進する。
- ・校内での理論及び実践研修を企画運営する。
- ・サポート会議を定期的に開催するとともに、気にかかる事案があれば、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。
- ・外部専門機関との連携、特に中学校との連携のもと、小中9年間を見据えた研修を構築する。
- ・重大な事態発生など、現状に即して柔軟に対応する。
- ・各種アンケートや教育相談での情報の集約と共有を年間計画に基づき定期的に実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・保護者・地域へ学校便り、ホームページを活用して積極的に情報発信を行う。
- ・PTA・学校運営協議会などの集まりで学校の現状を話し情報を共有する。
- ・関係機関（警察・児童相談所）と連携し、再発防止に努める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態とは、「生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いのあると認められる時」「相当な期間（30日を超える）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時」の2点を基準と考える。

(2) 重大事態が発生した時の対応

- ・重大事態の疑いが生じた時点で調査・聴き取りを開始、教育委員会に直ちに報告し、十分に連携を図り迅速に対処する。
- ・教育委員会または学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により、

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・教育委員会指導のもと、再発防止対策の構築と実践を解消の事態となるまで継続して続ける。

6. 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ・生徒指導三機能チェックリスト 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員会の紹介」 ・「ハッピーおはよう週間」 <p>毎月1週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 	<p>・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学級懇談会①の中で学校体制、学級づくりについて
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・縦割り活動の顔合わせ 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校 darüber」で啓発 ・家庭訪問週間 ・学校運営協議会で説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・児童面談週間 	<p>【2・4年】非行防止教室</p> <p>【5年】長期宿泊野外活動</p> <p>【6年】修学旅行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談週間（個別面談）① 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 ・生徒指導三機能チェックリスト 		<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認①PDCAサイクル」 ・生徒指導校内夏季研修会 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有①PDCAサイクル」 ・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 			

9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート①実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発授業参観・懇談会 ・学級懇談会の中で保護者啓発
		<p>【5年】わくわく WORK LAND</p> <p>【6年】小中連携(ふれあい探検 in 中京中学校)</p>		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・児童面談週間 ・職員会 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 <p>【4年】モノづくりの殿堂学習</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会(授業提案)に向けて」 ・生徒指導校内研修会③ 「授業を伴う研修会の実施」 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内作品展 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談週間(個別面談)② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価② ・少年補導研修会で啓発(PTA共催)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 ・生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 ② PDCAサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 		<ul style="list-style-type: none"> ・自由授業参観 ・地生連で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導校内研修会⑤(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 		<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②(4～6年)、学年集約と共有 ・学校評価アンケート②実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 ③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月)
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行き情報等を共有する。